

参考資料

参考1：「非職業関連中皮腫患者の補償規則」（一部抜粋）

参考2：石綿被害者に対する補償に関する法令 附則 - 悪性中皮腫診断規約

参考3：IAS 年次報告書 2006 年版要旨

参考4：オランダ医療保険制度

参考5：石綿被害者機構（IAS）による患者へのインタビュー項目

参考1:「非職業関連中皮腫患者に対する補償に関する規則」(一部抜粋)

§ 2. 補償を受ける権利およびその額

第 2 条

次にあてはまる者は、補償を受ける権利を有する。

- a. 補償申請を行う時点で生存中の者
- b. 悪性中皮腫診断規約（訳注：本章参考2を参照）の適用が確定している者
- c. 石綿ばく露は従業員としての作業時に起こっていないと考えられる者
- d. 石綿被害者に対する補償に関する法令第 10 条 a および第 10 条 b に基づく補償金の対象とはならない者
- e. 石綿被害者に対する補償に関する法令に基づき補償金を受領していない者
- f. 悪性中皮腫が確認されたことに関して、外国の制度に基づく補償金を受領、または補償金の申請を行い、この申請についての決定がまだ下りていない者
- g. 悪性中皮腫が確認されたことに関して、無形の損害に対する補償は受けていないが、補償の形式によらず 16,655 ユーロを上限とする額を受領したことがある者、なおかつ
- h. 民法第 1 巻第 10 条第 1 項および第 11 条が定めるように、少なくとも 10 年間にわたり連続してオランダに居住しており、この期間が補償請求の時点に先立つこと 10 年から 60 年の範囲にある者

第 3 条

1. 第 2 条に定める者の遺族は、次の場合に補償を受ける権利を有する。
 - a. 第 2 条に定める者が自ら補償申請を行ったが、その決定が下る前に死亡し、かつ第 2 条 b から h までが死亡した本人にあてはまる場合、または
 - b. 第 2 条に定める者が 2006 年 11 月 10 日から 2008 年 6 月 1 日までの期間中に死亡し、かつ第 2 条 b から h までが死亡した本人にあてはまる場合
2. 第 1 項 a または b の場合、第 2 条に定める者が補償申請をしていれば、第 1 条第 1 項 g の適用により誰を遺族とするかについては、第 2 条に定める者が死亡した時点の状況に基づいて判断する。
3. 第 1 項 b の場合、第 2 条に定める者が補償申請をしていなければ、第 1 条第 1 項 g の適用により誰を遺族とするかについては、補償申請が行われた時点の状況に基づいて判断する。
4. 遺族は、第 2 条に定める者に悪性中皮腫が確認されたことに関して、無形の損害に対する補償は受けていないが、補償の形式によらず 16,655 ユーロを上限とする額を受領したことがある場合に限り、補償を受ける権利を有する。
5. 第 1 項 a の場合、請求の審査は遺族のために継続される。ただし、遺族が審査の継続を望まないと表明する場合はこの限りではない。

6. 遺族が1名以上であれば、遺族はそのうちの1名に対し、本法令の執行のための代表権が与えられるよう計らう。これには、補償金を受領することも含む。

第4条

1. 補償は、無形の損害に対する補償とし、その額は16,655ユーロとする。
2. 第2条に定める者またはその遺族が、悪性中皮腫が確認されたことに関して無形の損害に対する補償をすでに受けており、その額が16,655ユーロよりも低ければ、補償の額はすでに受領した金額と16,655ユーロの差額とする。
3. 2001年所得税法に従う税金、または社会保障財源法に従う社会保険料の支払い義務が発生する場合、第2項の適用にあたっての補償の額は、支払うべき税金および社会保険料の分を差し引いた額を考慮する。

§3. 申請および情報提供義務

第5条

1. SVB（社会保険銀行）は、申請に応じて補償を受ける権利の有無を確定する。
2. 補償申請は、SVBが用意した申請書を用いて、SVBに提出される。
3. 第2条に定める者は、次のために、民法第3巻第74条に定める撤回不能の権能をSVBに与える。
 - a. 無形の損害について、第4条第1項に定める額を限度とする額、または大臣と責任を問われた当事者の間で合意した場合はこれを超える額の返済を法的に求めること
 - b. 民法第6巻第106条第2項第2文に定める通知を、第2条に定める者が自ら行っていない場合に行うこと、および
 - c. 無形の損害に対する賠償を、第2条に定める者に代わって徴集すること
4. SVBが第3項に定める権限を行使せず、第2条に定める者が申請後に無形の損害に対する賠償を受領する場合、第2条に定める者はこの旨を遅滞なくSVBに通知し、補償を全額、または賠償が補償よりも少額の場合はその分をSVBに返済する。
5. 補償申請が遺族により行われる場合、第2項から第4項までを準用する。

第6条

1. 第2条に定める者は、補償申請にあたり、SVBもしくはSVBが指定した者または機関に対し、いかなる場合でも以下を提供する。
 - a. 悪性中皮腫の診断に必要な情報および証拠
 - b. 民事訴訟により損害賠償請求をしたことがあった場合には、その情報および証拠
 - c. 悪性中皮腫が確認されたことに関して、すでに受領した無形の損害に対する補償についての情報および証拠、および
 - d. 石綿ばく露ならびにばく露があった期間に関する情報、また可能であればその証拠

2. 第 2 条に定める者は、SVB もしくは SVB が指定した者または機関に対し、それらの求めに応じて、または本人の意思で、本法令の執行に必要なその他の情報および証拠を提供し、さらに必要な場合に妥当な範囲で協力する。
3. 第 3 条第 1 項 b のケースで遺族が補償申請を行う場合、第 1 項および第 2 項を準用する。
4. 第 3 条第 1 項 a のケースで遺族が補償を受ける権利を有する場合、第 2 項を準用し、遺族は SVB に対し、悪性中皮腫が確認されたことに関してすでに受領した無形の損害に対する補償についての情報および証拠を提供する。
5. 第 3 条第 1 項 b の場合、遺族は 2008 年 11 月 30 日まで（この日を含む）補償申請を提出することができる。

§ 4. 支払いおよび返還請求

第 7 条

補償は SVB により、第 2 条に定める者または第 3 条に定める遺族に対して、できる限り早急に支払われる。

第 8 条

1. SVB は、補償を受ける者が次に該当する場合、補償給付の決定を再考、または撤回する。
 - a. 補償給付の決定後に、補償を受ける権利の確定にあたって考慮されたと考えられる支払いを受領した、または
 - b. 第 5 条第 4 項および第 6 条第 1 項から第 4 項までに定める義務を履行しなかった、または適切に履行しなかったために、補償給付が不当に決定された、または不当に高額な補償が決定された
2. 緊急の対応を要する理由がある場合、SVB は、再考または撤回を全面的もしくは部分的に放棄する決定を行うことができる。
3. 第 1 項の決定の結果として、不当に給付された、または不当に高額が認められた補償、もしくは別のかたちで過度に支払われた補償については、補償の給付を受けた者からの返還が求められる。

解説

§ 1. 契機

2006 年 11 月 10 日、内閣は、中皮腫の疾患が確認され、石綿被害者に対する補償に関する法令（Regeling tegemoetkoming asbestslachtoffers、TAS 法令）の対象とはならない者に対する補償に関する制度を設けることを決定した。石綿ばく露が従業員としての作業中に起こった場合にのみ、TAS 法令に基づく補償を受ける権利が主張できる。2006 年 11 月 10 日の閣議決定は、本法令、非職業関連中皮腫被害者に対する補償に関する法令（以下「TNS

法令」と記述)をもって説明され得る。本法令に基づき、被った無形の損害についての財政的補償が一定の条件下で可能となった。こうして、非職業関連中皮腫被害者が社会的に認知されることになる。

オランダでは、毎年約 400 人が悪性中皮腫と診断されている⁹。悪性中皮腫は、石綿繊維へのばく露が原因で生じる胸膜、腹膜、心膜のガン的一种である。1980 年代末以降、中皮腫被害者は、損害賠償を求めて石綿ばく露について責任のある者に対する民事訴訟を続けている。これは、多くの場合感情的で、かつ時間のかかる手段である。疾患の深刻さに加え、進行が速いこと(中皮腫患者は、一般的に診断から 1 年以内に死亡する)から、犠牲者は訴訟の判決が下る前に死亡することが多い。

これらの被害者が歩む法律的な苦難の道を短縮する目的で、1998 年末に石綿被害者協会に関する覚書が交わされた。この覚書は従業員としての状況下で石綿ばく露を受けた被害者に特化したもので、石綿被害者委員会(Comité Asbestslachtoffers)、雇用者および被雇用者団体、保険業者連合会(Verbond van Verzekeraars)、社会問題・雇用省、法務省が当事者として参加していた。この覚書の一環として、石綿被害者協会(Instituut Asbestslachtoffers、IAS)が設立された。IAS は、覚書および裁判の状況に基づき、被害者と責任を問われている当事者(雇用者)間の調停を行う。この際、有責任者による損害賠償の支払いは、最重要の基本原則である。この覚書のセーフティネットとして、2000 年 1 月 26 日より TAS 法令が存在している。TAS 法令は、工作中に石綿ばく露を受けたが、責任のある雇用者が見つからない、または倒産した中皮腫被害者、もしくは時効により損害賠償請求権を行使できなくなった中皮腫被害者のための保護手段である。2003 年初め、TAS 法令に立替金規則が追加された。これは、無形の損害の補償について、国はその責任の引き継ぎまたは補償は行わないとの従来の見解を考慮したものである。2003 年中に、TAS 法令の適用範囲は、石綿に被爆した従業員の同居人で中皮腫を病む者にまで拡大された。

中皮腫被害者のすべてのケースで、石綿ばく露の原因が雇用関係に求められるわけではない。石綿は過去にさまざまな用途に用いられ、多様な製品および環境にも含まれていた。程度はかなり減少したとはいえ、これは現在の状況にもあてはまる。さらに、自営業者も石綿を使った作業をしていたが、覚書の対象に自営業者は含まれていない。

疾患が深刻であること、ならびに石綿が過去に社会で広く利用されていたことから、内閣は、従業員としての事実がある中皮腫被害者に対してのみ財政的補償が可能であり、従業員としての作業中には石綿にばく露していない中皮腫被害者に対して補償がないのは不十分であると考え。内閣はまた、被った無形の損害について財政的補償を行うことで、従業員としてではない石綿被害者の苦しみが社会的に認知されることを希望する。

どの石綿ばく露により病気になったかを確実に判定することは不可能であり、被害者を環境におけるばく露と製品でのばく露で区別することはできない。この理由と、またすべ

⁹ 出典：オランダ統計局 CBS Statline による死亡者数統計

ての被害者に報いるため、本法令は、中皮腫を患い、石綿汚染の原因を帰することができる雇用関係を持たない（持ったことがない）すべての人を対象として成立した。

§ 2. 法令の意図

補償は、石綿へのばく露により中皮腫を発症した人の苦しみに社会が関与することの表明であるとみなすことができる。補償は、それを生じさせた側に責任があるとされた場合に得られるような、損害の賠償を意味するものではない。政府は、補償の給付によって損害賠償の支払い責任は引き継がないし、またその責任を負わない。

本法令に基づき給付された補償は、可能な場合、責任を負うべき当事者に請求される。本法令では、被害者をいたわることを意図しており、被害の責任を追及され得る者に対して何もしないわけではない。生じた損害の補償に関する取り決めの申し合わせができるならば、それはすべての当事者のためである。本法令の施行時点で、こういった申し合わせはまだ成立していない。このような取り決めの段になるまでの間は、本法令の執行を担当する機関として、社会保険銀行（SVB）が給付された補償を民事訴訟によって弁償させることに見込みがあるかどうかについて、ケースごとに判断が行われる。これを可能にするために、申請者は委任状に署名をする。SVBはこの委任状に基づいて、被害者に代わって補償の回収を試みる。

目的とするところは、被害者の生存中に認定を行うことである。被害者は原則的に、補償を希望することを自ら申告しなければならず、したがって申請を自ら行わなければならない。被害者の遺族が補償を受けることができるのは、2つの場合に限られている。

第1に、遺族は、被害者が補償を申請したがその決定が下る前に死亡した場合に、被害者の権利を継承する。第2に、補償に関する法令の成立を内閣が決定した日（2006年11月10日）以降、本法令の施行から遅くとも半年後の期間内に死亡した被害者の遺族に対しては、特例が適用される。これらの被害者については、本法令の施行まで申請ができなかった。これらの者の遺族は、まだ補償申請を行うことが認められる。この移行期間は、法令の初期段階に関連して、施行の時点から半年後までとする。本法令として示す中皮腫が確認された人に対する補償規則についての情報が、オランダ国内のすべての肺専門医など、関係者および関係機関のもとに届くまでにはしばらく時間を要するからである。

このため、遺族が申請を行うことができるケースに関しては、遺族には本法令の施行から遅くとも1年後までの時間が認められている。

同様に、内閣は被害者本人に対する認定を意図していることから、本法令においては - TAS 法令に従い - 「遺族」の概念が限定的に解釈されている。これは、この者が申請を続行するまたは継承する場合に限るものである。

出典) 2007年11月29日付官報 第232号 / ページ18

Regeling tegemoetkoming niet-loondienstgerelateerde slachtoffers van mesotheliom

1. 総論

1.1 悪性中皮腫は、まず身体の漿膜（膜組織）に発生し、病状は悪い経過をたどって短期間のうちに死に至ることが多い。発生部位は主に胸膜である（胸膜中皮腫）が、腹膜（腹膜中皮腫）や、かなりまれに心膜や精巣鞘膜でも発生する。大部分の症例では、職業上石綿に接触したことが関係していると考えられる。

飛散した石綿繊維にばく露してから悪性中皮腫が発生するまでの期間は、ほぼすべての場合で20年以上、通常30年から40年である。ただし、これより長い期間も70年まで確認されている。15年より短い期間での発生は例外的である。

1.2 悪性中皮腫を特徴づける一定の症状群はない。総体的症状、患部の確認、X線像や臨床の経過から、悪性中皮腫をその他の病因と区別することはできない。

このため、診断が問題となる場合がある。例えば、症例によっては、悪性中皮腫を別の腫瘍（の転移）や特定の良性疾患と見分けるのは困難である。

診断について最大の確実性を得るには、組織学的検査を行う。細胞学的検査で十分な確実性が得られる場合もある。

2. 診断につながる検査に関する手続き

2.1 悪性中皮腫を病んでいる可能性があり、かつ石綿被害者機構（Instituut Asbestslachtoffers）に届け出を行ったすべての患者については、同協会の医療アドバイザーが、オランダ中皮腫パネル（Nederlands Mesotheliomenpanel、以下NMPと記述）に対して、NMPによる臨床病理学的所見がすでに求められているか否かを問い合わせる。この所見がすでに求められていた場合、同協会の医療アドバイザーはNMPの所見の確認を申請する。新規の、もしくは補足的な検査の実施を正当化する理由がなければ、NMPによる新たな臨床病理学的検査は行われぬ。正当な理由がある場合、医療アドバイザーは、必要に応じて関連する医学的情報を2.2にて述べるように収集する。

2.2 NMPが治療の一環として臨床病理学的検査を行っていない場合、協会の医療アドバイザーは、以下に挙げる関連情報を収集する。

- 疾患の経過に関連する臨床情報。これは、少なくとも治療を担当する専門医からの手紙と診断の解釈についての報告書からなる。
- （可能な場合）臨床病理学者による報告書、診断に関わる切片や標本（臨床病理学的資料）

以下の状況が区別される。

- a. 臨床病理学的検査は実施済みであるが、これにはNMPは関わっていない
NMPは臨床病理学的検査を行う。

NMPが入手した資料が診断を行うには不十分である場合、NMPは協会の医療アドバ

イザーにその旨を通知する。医療アドバイザーは治療担当医に連絡し、追加的な資料がこの時点で入手可能かどうかを尋ねる。資料が入手できる場合、その資料は詳しい検査のために NMP に送付される。追加的な資料が入手できない場合、医療アドバイザーが、入手済みの医学的データに基づいて、オランダ肺疾患・結核専門家協会（Nederlandse Vereniging van Artsen voor Longziekten en Tuberculose、以下 NVALT と記述）の専門家グループによる専門家の所見が示されているかを判断する。

所見が示されていると医療アドバイザーが判断すれば、入手データは NVALT の専門家グループに送付される。

所見が示されていないと協会の医療アドバイザーが判断した場合は、悪性中皮腫の診断に十分な確実性はない。

b. 床病理学的検査は実施されていない

協会の医療アドバイザーは、入手済みの医学的データに基づいて、さらに検査を実施する必要性が十分にあるか否かを判断する。

必要性が十分であると判断した場合、協会の医療アドバイザーは治療担当医に連絡し、臨床病理学的検査のために資料を提出できるかどうかを尋ねる。

資料の提出が可能な場合、医療アドバイザーは検査用の資料を NMP に送付し、NMP は臨床病理学的検査を行う。

信頼できる臨床病理学的検査のためには資料が不足している場合は、NMP は医療アドバイザーにその旨を通知する。医療アドバイザーは治療担当医に連絡し、追加的な資料がこの時点で入手可能かどうかを尋ねる。資料が入手できれば、それは NMP に送付され、NMP は臨床病理学的検査を行う。

（追加的）資料が入手できない場合、医療アドバイザーは入手済みの医学的データに基づいて、NVALT の専門家グループによる専門家の所見が示されているかを判断する。医療アドバイザーが詳しい検査を実施すべきと判断しない場合、悪性中皮腫の診断に十分な確実性はない。

3. NMP による組織学・細胞学的検査に関する手続き

3.1 治療の一環として、NMP による臨床病理学的検査がすでに行われている場合、NMP は、新規に検査を実施する理由がなければ、医療アドバイザーの申請を受領後 2 週間以内に以前の検査の結果を通知する。

3.2 協会の医療アドバイザーが NMP に支援を要請するその他の場合においては、NMP は要請を受領後 2 週間以内に仮報告書を作成する。仮報告書は、標準的な病理報告書の形式とし、以下の項目を含む。

- 医学的データ。
- 肉眼検査の記述。
- 顕微鏡検査の記述。下した診断についての論拠も含む。

- 暫定的な結論。ここでは、(確実に、もしくはおそらく)悪性中皮腫であるか否か、悪性中皮腫である可能性は確実に、もしくはおそらく排除できるか、信頼できる診断を下すには資料が不十分であるかを示す。

3.3 仮報告書は、NMP により、資料を提出した病理研究室と石綿被害者協会に送付される。

3.4 NMP の仮報告書において、確実にもしくはおそらく悪性中皮腫であると述べられている場合、石綿被害者協会は職歴についての調査を開始する。

3.5 NMP の暫定報告書において、送付された資料は信頼できる診断を下すには不十分であったことが明らかになった場合、NMP は協会の医療アドバイザーにこの旨を通知する。医療アドバイザーは、今後どのような手続きを行うべきかを判断する。

3.6 NMP は、(平均して)2ヶ月に1回の割合で会合を持ち、前回の会合以降に NMP に付託されたすべての症例の評価を行う。この評価は、少なくとも審査委員会の3名の委員により行われる。

審査委員会は、症例について最終結論を表明する。

3.7 最終結論は、NMP の会合開催から4営業日以内に、資料を提出した病理研究室と石綿被害者協会に送付される。

4. NMP による組織学・細胞学的検査の評価

4.1 NMP の最終結論には、以下の区分がある。

- I. 悪性中皮腫。診断に疑わしい点はない。
- II. 悪性中皮腫の症状に一致する。多少疑問の余地はあるが、病状は悪性中皮腫に最も適合する。顕微鏡検査の項目において、疑問の原因について説明される。
- III. 確実性はない。鑑別診断である。顕微鏡検査において、診断に関する不確実性の根拠とその他の可能性について説明する。
- IV. 悪性中皮腫ではない。別の診断が下っている。
- V. 信頼できる診断を下すには十分な資料がない。

4.2 最終結論が I.または II.に区分される場合、医学的診断は十分な確実性を有する。

4.3 最終結論が III.または IV.に区分される場合、医学的診断に十分な確実性はない。

4.4 最終結論が V.に区分される場合、同協会の医療アドバイザーが、NVALT の専門家グループによる所見が示されているかを検討する。所見が示されていれば、入手済みの医学的データは NVALT の専門家グループに送付される。所見が示されていない場合は、悪性中皮腫の診断に十分な確実性はない。

5. NVALT の専門家の所見に関する手続き

5.1 NVALT の専門家グループとして、まず中皮腫作業部会が指名される。

5.2 協会の医療アドバイザーが送付した資料を受領後2週間以内に、NVALT の専門家グ

ループの構成員 1 名により、暫定結論が医療アドバイザーに送付される。この結論において、おそらく悪性中皮腫と考えられると示されていれば、協会は職歴についての調査を実施する。

5.3 NVALT の専門家グループは、2 ヶ月以内に症例を評価する。この評価は、少なくとも専門家グループの構成員 3 名により行われる。

専門家グループは、これらの症例についての最終結論を表明する。

5.4 NVALT の専門家グループが、悪性中皮腫の診断を確認した場合、医学的診断は十分な確実性を有する。

5.5 最終結論は、専門家グループの会合から 2 営業日以内に石綿被害者協会に送付される。

出典) 2000 年 1 月 24 日付官報 第 16 号 / ページ 9

Bijlage bij de Regeling tegemoetkoming asbestslachtoffers - Protocol diagnostiek maligne mesotheliom

参考3:IAS 年次報告書 2006 年版要旨

2006 年版報告書は、IAS の 7 年目の活動の概要をまとめている。IAS は、2000 年 1 月 26 日に、企業団体、労働者団体、保険協会、石綿被害者委員会そして政府により設置された。この目的は、中皮腫に罹患している労働者や過去の労働者のために、補償プロセスを向上させることである。IAS は、3 つの主要な任務を有している。

- ・ 健康被害の補償を確保するために、石綿被害者とその雇用者（または過去の雇用者）の調停を行うこと。
- ・ TAS 制度に関して、社会保険銀行（SVB）に助言を行うこと。本制度は、雇用者が存在していない、雇用者を追跡できない、または、雇用者が 30 年の法定時効を援用して免責を主張しているといった理由で、損害賠償を請求することができない中皮腫患者のための制度である。
- ・ 石綿と健康被害に関連する知見の増加および情報の提供。

調停・助言の結果

2006 年には、請求数（371 件）は 2005 年の件数とほぼ同じであった。これは、オランダ統計局（CBS）の数字とも一致しており、数字が安定化してきていること、そして、年間約 400 人が過去数年間に中皮腫で死亡していることを示している。2006 年末までの過去 7 年間に IAS が関与した請求の総数は、2,530 件にのぼる。このうち、94%は 2006 年 12 月 31 日までに最終的な和解に至っている。和解となった請求のうち、39%は、標準完全補償額（2006 年時点では、労働者には 53,597 ユーロ、遺族には 5,362 ユーロ）を受け取り、36%は TAS 制度のもとでの補償額（2006 年時点では、労働者および同居人には 17,050 ユーロ）のみを受け取った。全く補償が行われなかった請求も 26%あり、そのほとんどは中皮腫との診断がなかったことを理由としている。2000 年の TAS 制度の導入以来、IAS による勧告にしたがって、合計 1,326 人の被害者が、前払い、あるいは、一括払いの形で、補償額を受け取ってきた。これらの人々の大多数（97%）は、平均年齢 68 歳の男性である。2006 年における前払い請求数は、2005 年よりわずかに増加した。2006 年には、291 人が前払いを受け取った。

2006 年におけるその他のできごと

- ・ 2006 年 4 月 6 日、IAS は、石綿および肺がんに関する専門家会合を組織した。その結論の一つは、診断と患者の死亡の間の時間が、中皮腫より肺がんのほうが短いというものであった。したがって、多くの肺がん患者は、法的手続きの結果を待つ時間がないことになる。同時に、IAS は、その調停活動の対象を、この被害者集団（肺がん患者）まで拡大することが可能かどうかを注視している。
- ・ 2006 年 5 月 19 日、第 3 回石綿および肺疾患シンポジウムが開催された。この午後のプログラムは、IAS が企画したものだが、その中で、多くの講演者がオランダにおける石

綿により引き起こされる特定の問題について議論を行った。結論の一つは、IAS が、石綿被害者の損害補償制度に関する、欧州における良き事例となるということだった。

- ・ 2006年11月10日、政府は、VROMの副大臣による、非職業関連中皮腫患者のための制度の設置提案を取り上げた。副大臣は、IASに対して、VROMの代理としてこの制度を実施するよう求めている。この制度の実施に関する詳細は、現在準備中である。

参考4:オランダ医療保険制度

第1層:特別医療費補償制度(AWBZ)

- ・全人口を対象とした強制保険
- ・長期入院(1年以上) 精神科治療、高齢者・障害者のための施設・在宅介護などをカバーする制度
- ・オランダの2000年の医療支出の44%あまりを占める
- ・その財源は保険料(12.55%(2006年))及び公費からなる
- ・2006年の医療保険法にあわせて、公費の対象は原則、将来的に第2層(医療保険)に移行することが見込まれるサービスに限定されることになった(公費が一時的な措置)
- ・ケア給付時には自己負担もある

第2層:

- ・AWBZでカバーされない急性疾患、1年以内の入院などをカバー
- ・2006年以前は疾病金庫(Sickness Fund)及び民間保険(任意加入)によって構成(所得が一定額以下の被用者は疾病金庫への加入が義務付けられる)

第3層:

- ・AWBZや疾病金庫(公的医療保険)の給付対象とならない18歳以上の歯科、高度先進医療、代替医療、在宅介護、予防・検査などをカバーする「補完保険」

2006年1月1日より、医療・ヘルスケアのための社会保険制度が改正された。オランダの保険制度は「健康保険法(ZVW)」と、「特別医療費(補償)法(AWBZ)」の2法で構成される。これらのもとで、オランダに居住する(あるいは、オランダで個人所得税の納付義務を有する)すべての人の健康保険加入が義務付けられた。

改正前(2005年末まで)は、強制と任意、2種の健康保険で運用されており、一定額までの所得の被雇用者、社会保障受給者、個人事業者は、「社会健康保険法(ZFW)」に基づく強制保険に加入し、一定額超の所得を有する者は、民間医療保険に任意加入であった。

改正後は、制度的に「国民皆保険」が実現したことになる。基本保険の給付範囲には、「一般医受診、専門医治療、入院(1年以内)、歯科治療(18歳未満)・義歯、医療器具、内服薬・薬剤治療、出産、救急車等患者運搬、理学療法、保健指導」が含まれる。

出典)佐藤主光、鈴木祥一『オランダの医療制度改革と会計検査院の活動』(「会計検査院18年度海外行政実態調査報告書」)をもとに作成

参考5：石綿被害者機構 (IAS) による患者へのインタビュー項目

A. 申請 (スタート画面)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	あなたは申請者ご本人ですか。	はい / いいえ	「はい」の場合は質問 2 へ。「いいえ」の場合は『B.連絡先』へ。	申請者：被害者（従業員、同居人）または遺族。連絡先の担当者または世話人 / その他が申請者となることはできない。
2	あなたご自身が、従業員として石綿にばく露しましたか。	はい / いいえ	「はい」の場合は『C.被害者』へ。「いいえ」の場合は質問 3 へ。	この質問への答が「はい」となるのは、石綿にばく露した従業員についての場合に限られる。同居人 / 遺族は、職場で石綿にばく露していない。
3	あなたは、同居人として石綿にばく露しましたか。	はい / いいえ	「はい」の場合は『D.継続的な主たる住所』へ。「いいえ」の場合は質問 4 へ。	同居人：（少なくとも 1 社の雇用者のもとで、関連する石綿ばく露を受けた）従業員と同じ住居に、この石綿ばく露があった頃に継続的な主たる住所を有していた被害者
4	あなたは、石綿被害者のご遺族ですか。	はい / いいえ	「はい」の場合は『E.遺族』へ。	遺族：被害者（従業員 / 同居人）の遺族

B. から H. のタブのいずれかに直接飛べる。

B. 連絡先 (申請 1 件につき、複数の連絡先を登録できる)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	姓	A(50)		
2	姓の接頭語	A(15)		“van”や“de”など、姓の接頭語はこの欄に記入。
3	名前のイニシャル	A(10)		連絡先担当者の名前のイニシャルをピリオドで区切って記入。例：M.A. (MA とはしない)
4	性別	A(1)	該当するものにチェック；性別 = V (女性) の場合、敬称 = mevrouw、そうでなければ性別 = M (男性) で敬称 = de heer となる。	担当者が女性の場合は“V”にチェックを入れる。男性の場合は“M”をチェックする。
5	敬称	A(30)	性別の値をもとに表示されるが、上書きも可能。	担当者は、“mr”や“drs”など、特定の称号を持つ場合がある。称号の有無を担当者に尋ね、あればそれを記入する。なければ、自動的に“de heer”または“mevrouw”が記入される。
6	通り名	A(50)		私書箱の場合は「私書箱」とのみ記入。
7	番地	N(8)		私書箱の場合はこの欄にその番号を記入。

B. 連絡先(申請 1 件につき、複数の連絡先を登録できる)(続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
8	番地より下の住所	A(10)		例：bis、hs、I、II、など
9	郵便番号	AN(6)		私書箱の場合は、その私書箱に付属する郵便番号。外国の住所の場合は、外国の郵便番号を記入することができる。例えば“2497AA”ではなく“2950”など。
10	自治体	A(35)		私書箱の場合は、その私書箱がある自治体。
11	国	A(2)	デフォルト：オランダ	オランダ以外の国の場合は、リストから該当する略称を選択する。例えば、ベルギーは BE となる。
12	携帯電話番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた携帯電話番号を続ける（例：0031-6xxxxxxxxxx）。
13	固定電話番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた市外局番を続ける（例：0031-70-3068770）。
14	ファックス番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた市外局番を続ける（例：0031-70-30687xx）。
15	電子メール	A(50)		この欄には担当者のメールアドレスを記入。例：W.Af@planet.nl
16	被害者との関係・続柄	A(50)		例：「配偶者」、「息子」、「兄／弟」、「世話人」

タブ B.の後は、タブ A.申請に戻る。

C. 被害者(従業員または同居人)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	姓	A(50)		
2	姓の接頭語	A(15)		“van”や“de”など、姓の接頭語はこの欄に記入。
3	名前	A(50)		従業員の名前を省略せずに記入。 例：“Pieter Hendrik”
4	名前のイニシャル	A(10)		従業員の名前のイニシャルをピリオドで区切って記入。 例：M.A. (MA とはしない)
5	性別	A(1)	該当するものにチェック；性別 = V (女性) の場合、敬称 = mevrouw、そうでなければ性別 = M (男性) で敬称 = de heer となる。	従業員が女性の場合は“V”にチェックを入れる。男性の場合は“M”をチェックする。
6	敬称	A(30)	性別の値をもとに表示されるが、上書きも可能。	従業員は、“mr”や“drs”など、特定の称号を持つ場合がある。称号の有無を従業員に尋ね、あればそれを記入する。なければ、自動的に“de heer”または“mevrouw”が記入される。
7	生年月日	日付	日 / 月 / 年	従業員の生年月日を記入。例えば 1950 年 5 月 24 日生まれの人は“24/05/1950”となる。
8	死亡年月日* 注：ブロック A の質問 2 に対する答が「はい」なら、このフィールドがグレー(記入不可)とすることは可能か。ただし、データが登録されれば、フィールドへの上書きは可能でなければならない。	日付	日 / 月 / 年	注意：従業員が実際に死亡している場合にのみ質問すること。 従業員の死亡年月日を記入。例えば 2007 年 2 月 17 日に死亡した人は“17/02/2007”となる。
9	通り名	A(50)		私書箱の場合は「私書箱」とのみ記入。
10	番地	N(8)		私書箱の場合はこの欄にその番号を記入。
11	番地より下の住所	A(10)		例：bis、hs、I、II、など
12	郵便番号	AN(6)		私書箱の場合は、その私書箱に付属する郵便番号。外国の住所の場合は、外国の郵便番号を記入することができる。 例えば“2497AA”ではなく“2950”など。
13	自治体	A(35)		私書箱の場合は、その私書箱がある自治体。
14	国	A(2)	デフォルト：オランダ	オランダ以外の国の場合は、リストから該当する略称を選択する。例えば、ベルギーは BE となる。

C. 被害者(従業員または同居人)(続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
15	携帯電話番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた携帯電話番号を続ける(例: 0031-6xxxxxxxxxx)。
16	固定電話番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた市外局番を続ける(例: 0031-70-3068770)。
17	電子メール	A(50)		この欄には従業員のメールアドレスを記入。 例: M.vander.Woude@ser.nl
18	国民サービスナンバー (BurgerService Nummer)	N(9)		従業員の納税者番号(sofi ナンバー) 今日では国民サービスナンバーと呼ばれている番号を記入。
19	出生地	A(50)		被害者の出生地を記入。

タブ C.被害者の後は、タブ F.財務データを記入する。

D. 継続的な主たる住所(または石綿被害の汚染源)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	姓	A(50)		石綿に触れる職業に就いていた者(従業員)と同居していた被害者の姓。
2	姓の接頭語	A(15)		“van”や“de”など、姓の接頭語はこの欄に記入。
3	名前	A(50)		同居人の名前を省略せずに記入。 例:”Pieter Hendrik”
4	名前のイニシャル	A(10)		同居人の名前のイニシャルをピリオドで区切って記入。 例: M.A. (MA とはしない)
5	性別	A(1)	該当するものにチェック; 性別 = V (女性) の場合、敬称 = mevrouw、そうでなければ性別 = M (男性) で敬称 = de heer となる。	同居人が女性の場合は“V”にチェックを入れる。男性の場合は“M”をチェックする。
6	敬称	A(30)	性別の値をもとに表示されるが、上書きも可能。	同居人は、“mr”や“drs”など、特定の称号を持つ場合がある。称号の有無を従業員に尋ね、あればそれを記入する。なければ、自動的に“de heer”または“mevrouw”が記入される。
7	生年月日	日付	日 / 月 / 年	
8	死亡年月日	日付	日 / 月 / 年	
9	通り名	A(50)		私書箱の場合は「私書箱」とのみ記入。
10	番地	N(8)		私書箱の場合はこの欄にその番号を記入。
11	番地より下の住所	A(10)		例: bis、hs、I、II、など
12	郵便番号	AN(6)		私書箱の場合は、その私書箱に付属する郵便番号。外国の住所の場合は、外国の郵便番号を記入することができる。 例えば“2497AA”ではなく“2950”など。
13	自治体	A(35)		私書箱の場合は、その私書箱がある自治体。
14	国	A(2)	デフォルト: オランダ	オランダ以外の国の場合は、リストから該当する略称を選択する。例えば、ベルギーは BE となる。
15	期間の開始	A(7)	月 / 年	同居人が、職場で石綿にばく露した従業員と同居していた期間の開始時期。
16	期間の終了(その月を含む)	A(7)	月 / 年	同居人が、職場で石綿にばく露した従業員と同居していた期間の終了時期。
17	続柄	A(30)	従業員本人(フィールド 1 参照)との関係	例: 配偶者、息子、娘

D. 継続的な主たる住所(または石綿被害の汚染源) (続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
18	あなたは、同居人と継続的な世帯を構成していましたか。	はい/ いいえ		同居人が従業員の子であり、ばく露時に未成年であった場合、この質問に対する答は必ず「はい」となる。さらに、結婚していた場合、または同居していたことを証明できる場合にも、継続的な世帯といえる。
19	従業員は当団体にすでに登録されていますか。	はい/ いいえ		従業員も悪性中皮腫を発症し、IAS に申請を済ませている場合がある。

D.継続的な主たる住所の後には、タブ C.被害者に記入する。

E. 遺族

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	姓	A(50)		(従業員または同居人の) 遺族の姓を記入。
2	姓の接頭語	A(15)		“van”や“de”など、姓の接頭語はこの欄に記入。
3	名前	A(50)		遺族の名前を省略せずに記入。 例: ”Michel Christian”
4	名前のイニシャル	A(10)		遺族の名前のイニシャルをピリオドで区切って記入。例: M.A. (MA とはしない)
5	性別	A(1)	該当するものにチェック; 性別 = V (女性) の場合、敬称 = mevrouw、そうでなければ性別 = M (男性) で敬称 = de heer となる。	遺族が女性の場合は“V”にチェックを入れる。男性の場合は“M”をチェックする。
6	敬称	A(30)	性別の値をもとに表示されるが、上書きも可能。	遺族は、“mr”や“drs”など、特定の称号を持つ場合がある。称号の有無を従業員に尋ね、あればそれを記入する。なければ、自動的に“de heer”または“mevrouw”が記入される。
7	生年月日	日付	日 / 月 / 年	遺族の生年月日を記入。例えば 1950 年 5 月 24 日生まれの人は“24/05/1950”となる。
8	通り名	A(50)		私書箱の場合は「私書箱」とのみ記入。
9	番地	N(8)		私書箱の場合はこの欄にその番号を記入。
10	番地より下の住所	A(10)		例: bis、hs、I、II、など

E. 遺族 (続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
11	郵便番号	AN(6)		私書箱の場合は、その私書箱に付属する郵便番号。外国の住所の場合は、外国の郵便番号を記入することができる。例えば“2497AA”ではなく“2950”など。
12	自治体	A(35)		私書箱の場合は、その私書箱がある自治体。
13	国	A(2)	デフォルト：オランダ	オランダ以外の国の場合は、リストから該当する略称を選択する。例えば、ベルギーは BE となる。
14	携帯電話番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた携帯電話番号を続ける (例：0031-6xxxxxxxxxx)。
15	固定電話番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた市外局番を続ける (例：0031-70-3068770)。
16	電子メール	A(50)		この欄には遺族のメールアドレスを記入。 例：M.vander.Woude@ser.nl
17	死亡した方との続柄	A(50)		
18	あなたは、死亡した方と継続的な世帯を構成していましたか。	はい / いいえ		
18	死亡した方は、従業員として石綿にばく露しましたか。 注：この質問に対する答が「はい」の場合、質問 18 は尋ねない。	はい / いいえ		答が「はい」なら、タブ C の従業員のデータを記入する。
19	死亡した方は、同居人として石綿にばく露しましたか。	はい / いいえ		答が「はい」なら、従業員 (タブ C) と同居人 (タブ D) の両方のデータを記入する。

タブ E.遺族の後には、タブ C.被害者とタブ D.継続的な主たる住所に記入する。

F. 財務データ

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	銀行口座番号	N(9)		この欄には、受取人の口座番号を記入する。 受取人：被害者（従業員 / 同居人）または遺族
2	IBAN コード	A(35)		外国の口座番号の場合は、IBAN コードを記入。
3	口座名義	A(50)		口座名義人（受取人）の氏名
4	BIC コード	A(8)		

タブ F.財務データの後は、タブ G.家族構成に記入する。

G. 家族構成

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	パートナーの姓	A(50)		この欄には、場合に応じてパートナーの姓を記入する。パートナーが連絡先の担当者の場合も、このデータを入力する。
2	姓の接頭語	A(15)		“van”や“de”など、姓の接頭語はこの欄に記入。
3	名前のイニシャル	A(10)		被害者のパートナーの名前のイニシャルをピリオドで区切って記入。例：M.A.（MA とはしない）
4	性別	A(1)	該当するものにチェック；性別 = V（女性）の場合、敬称 = mevrouw、そうでなければ性別 = M（男性）で敬称 = de heer となる。	担当者が女性の場合は“V”にチェックを入れる。男性の場合は“M”をチェックする。
5	敬称	A(30)	性別の値をもとに表示されるが、上書きも可能。	同居人は、“mr”や“drs”など、特定の称号を持つ場合がある。称号の有無を従業員に尋ね、あればそれを記入する。なければ、自動的に“de heer”または“mevrouw”が記入される。
6	生年月日	日付	日 / 月 / 年	
7	同居している子の数	N(2)		同居している未成年の子のほか、例えば経済的な援助を受けている学生の子、同居している成人した障害者の子も数える。
8	扶養義務のある子の数	N(2)		
9	あなたが扶養している子の数	N(2)		

H. 医療

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	あなた / 死亡した方は、すでに MM (悪性中皮腫) と診断されていますか / いましたか。	はい / いいえ		この欄には、治療を行う専門医によって悪性中皮腫の診断が下されている場合にも「はい」と記入。診断は、まだ NMP により確認されている必要はない。
2	専門医の姓	A(50)		専門医の姓を記入。
3	専門医の名前のイニシャル	A(10)		専門医の名前のイニシャルをピリオドで区切って記入。 例：M.A. (MA とはしない)
4	専門医の役職	A(50)	リストから選択	専門医の役職を選択肢から選ぶ。例：「肺専門医」 選択肢に該当するものがない場合は「その他」を選択。
5	病院	A(50)		
6	病院の住所	A(50)		
7	病院がある自治体	A(50)		
8	診断が下された日	A(20)		専門医が診断を下した日付を記入。
9	診断が伝えられた日	A(20)		診断が被害者に伝えられた日付を記入。例えば、手紙の日付や専門医と面談した日など。このフィールドには日付コードが付属していないため、自由に記入できる (例：2006年11月)。
10	ホームドクターの名前	A(50)		ホームドクターの姓を記入。
11	ホームドクターの通り名	A(50)		私書箱の場合は「私書箱」とのみ記入。
12	ホームドクターの番地	N(8)		私書箱の場合はこの欄にその番号を記入。
13	ホームドクターの番地より下の住所	A(10)		例：bis、hs、I、II、など
14	ホームドクターの郵便番号	A(6)		私書箱の場合は、その私書箱に付属する郵便番号。外国の住所の場合は、外国の郵便番号を記入することができる。 例えば“2497AA”ではなく“2950”など。
15	ホームドクターが開業している自治体	A(35)		私書箱の場合は、その私書箱がある自治体。
16	ホームドクターの電話番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた市外局番を続ける (例：0031-70-3068770)
	専門医のブロック (フィールド 17 から 21 まで) は、最大 3 人の名前を入れることができる。			

H. 医療 (続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
17	専門医 1..3 の名前	A(50)	専門医 1 の姓、名前のイニシャル、役職は、フィールド 2、3、4 からコピーされる。	
18	専門医 1..3 の役職	A(50)	リストから選択 (個別に管理)	
19	病院 1..3	A(50)	病院 1 は、デフォルトでフィールド 5 の内容がコピーされる。	
20	病院 1..3 の住所	A(50)	病院 1 の住所は、デフォルトでフィールド 5 の内容がコピーされる。	
21	病院 1..3 のある自治体	A(50)	病院 1 のある自治体は、デフォルトでフィールド 5 の内容がコピーされる。	

タブ H.医療の後は、タブ A.申請に戻る。

I. 従業員の職歴

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
	雇用者のブロックには、複数の雇用者を記入することが可能（1 から 5 まで？）			
1	職歴は従業員についてのものですか。	はい/ いいえ		
2	在職時の雇用者の名称			この欄には、従業員が在職していた頃の雇用者の名称を記入。極力正式な名称に近いものを記入のこと。できれば法人形態（BV / 有限会社、NV / 株式会社など）も添える。
3	雇用者の以前の住所			在職時の雇用者の住所を記入。通り名、番地、郵便番号および自治体名をスペースで区切って記入する。 例：“Fabrieksstraat 10 2930KE Den Haag”
4	雇用者は現在も存続していますか。	はい/ いいえ		
5	雇用者の現在の名称			必要に応じて、雇用者の現在の名称を記入。
6	雇用者の通り名			私書箱の場合は「私書箱」とのみ記入。
7	雇用者の番地			私書箱の場合はこの欄にその番号を記入。
8	雇用者の番地より下の住所			例：bis、hs、I、II、など
9	雇用者の郵便番号			私書箱の場合は、その私書箱に付属する郵便番号。外国の住所の場合は、外国の郵便番号を記入することができる。 例えば“2497AA”ではなく“2950”など。
10	雇用者の自治体名			私書箱の場合は、その私書箱がある自治体。
11	雇用者の電話番号			オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた市外局番を続ける（例：0031-70-3068770）。
12	石綿ばく露時の雇用者の規模			推定従業員数、または大 / 中 / 小企業の区分
13	従事した職務-1			従業員は、1 件の雇用契約のもとで複数の職務を遂行したことがある。
14	従事した職務-2			従業員は、1 件の雇用契約のもとで複数の職務を遂行したことがある。
15	従事した職務-3			従業員は、1 件の雇用契約のもとで複数の職務を遂行したことがある。
16	日常的な業務の内容			

1. 従業員の職歴(続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
17	期間の開始	日付		雇用関係の開始(できるだけ正確に記入。ただし場合によっては推定でも可)。
18	期間の終了(その日を含む)	日付		雇用関係の終了(できるだけ正確に記入。ただし場合によっては推定でも可)。
19	期間の開始(申告による)	A(20)		雇用関係の開始(できるだけ正確に記入。ただし場合によっては推定でも可)。
20	期間の終了(その日を含む、申告による)	A(20)		雇用関係の終了(できるだけ正確に記入。ただし場合によっては推定でも可)。
21	雇用関係を証明する文書	はい/ いいえ		例: 給与明細のコピー、証明書、年金通知、雇用契約書、解雇通知、宣誓証言など。
22	この雇用者のもとで石綿にばく露した	はい/ いいえ		「いいえ」なら(該当する場合は)次の雇用者に進む。
23	あなたは、この雇用者に責任を負わせましたか。	はい/ いいえ		
24	あなたがこの雇用者に責任を負わせたのはいつですか。	日付		
25	雇用者は、すでに補償金を支払っていますか。	はい/ いいえ		被害者または遺族が、悪性中皮腫に関連して雇用者またはその保険会社から一定の金額をすでに受領している場合は、「はい」にチェック。被害者または遺族が、雇用者またはその保険会社から補償金を受領していなければ、「いいえ」をチェックする。
26	補償金の額	N(6.2)		被害者または遺族が、悪性中皮腫に関連して一定の金額を受領している場合は、その額をユーロで記入。
27	石綿断熱材によるばく露	はい/ いいえ		
28	石綿塗料の吹き付けによるばく露	はい/ いいえ		
29	石綿セメント製品によるばく露	はい/ いいえ		
30	石綿紙・厚紙によるばく露	はい/ いいえ		

I. 従業員の職歴(続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
31	石綿織物によるばく露	はい/ いいえ		
32	石綿摩擦材によるばく露	はい/ いいえ		
33	石綿梱包材によるばく露	はい/ いいえ		
34	石綿充填材によるばく露	はい/ いいえ		
35	石綿を含むカーペットによるばく露	はい/ いいえ		
36	その他のものによるばく露_1	A(35)		
37	その他のものによるばく露_2	A(35)		
38	石綿を含む資材の使用方法和その作業手順/一次工程の説明	メモ		従業員がどのような方法で石綿を用いた作業を行っていたかをできるだけ正確に説明する。「当時石綿を使用していた」等の表現は用いない。事実を述べる義務に留意のこと。
39	あなたは実際に石綿を用いた作業を行いましたか。	はい/ いいえ		被害者が直接石綿を用いて作業を行った場合は「はい」をチェック。石綿を用いた作業を直接には行っていなければ「いいえ」をチェックする。
40	あなたは間接的に石綿にばく露しましたか。	はい/ いいえ		ここでは、従業員の職場で、直接・間接的に第三者が石綿を用いた作業をしていたことによる石綿ばく露を考える。
41	最後に石綿にばく露した時期の推定(年)	N(4)		この年号は、請求が時効であるか否かを決める上で重要である。
42	石綿にばく露した作業の頻度	メモ		石綿ばく露があった頻度をできるだけ正確に説明する。例：(いつからいつまでの)期間にわたり、1日4時間週3回。従業員がそれほど具体的に申告することができなければ、「定期的に/まれに/毎週/毎月」などとして記入する。
43	石綿ばく露の程度はどのくらいですか。	メモ		石綿ばく露の程度を判断する質問である。例えば、石綿の吹き付けは、既製の石綿板の取り付け作業よりも石綿ばく露の程度が強い。
44	作業は屋内または屋外で行われましたか。	メモ		この質問の答えは、石綿ばく露の程度と関係する。一定の(遮蔽)空間における石綿ばく露は、屋外での石綿ばく露よりも程度が強い場合が多いが、必ずしもそうとは限らない。

1. 従業員の職歴(続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
45	作業員の防護用具はありましたか。	メモ		「はい」の場合は、どのような防護用具であったか、作業員はいつからそれを使っていたか、作業時には常に使っていたか、使用についての監督はあったかをまとめる。
46	あなたが石綿にばく露したことを証言できる証人/元同僚はいいますか。	はい/いいえ		「はい」の場合は、証人のデータを登録。
	証人/元同僚のブロック(47から54まで)最大3人			
47	証人の姓	A(50)		
48	証人の通り名	A(50)		私書箱の場合は「私書箱」とのみ記入。
49	証人の番地	N(8)		私書箱の場合はこの欄にその番号を記入。
50	証人の番地より下の住所	A(10)		例: bis、hs、I、II、など
51	証人の郵便番号	A(6)		私書箱の場合は、その私書箱に付属する郵便番号。外国の住所の場合は、外国の郵便番号を記入することができる。例えば“2497AA”ではなく“2950”など。
52	証人の住む自治体	A(35)		私書箱の場合は、その私書箱がある自治体。
53	証人の電話番号	A(13)		オランダの番号は通常 0031 で始め、0 を除いた市外局番を続ける(例: 0031-70-3068770)。
54	証人に連絡を取ることができますか/連絡してもかまいませんか。	はい/いいえ		IAS がこの証人に連絡を取るであろうことを本人から知らせてもらえるかどうかを尋ねる。重いテーマの問題であるため。
55	雇用者の業界団体	A(50)		問題となっている雇用者について、場合によっては業界団体に情報を求めることができる。業界コードがわかっている場合、この欄に記入できる。
56	保険会社	A(50)		雇用者の保険会社の名称を記入。
57	担当者	A(50)		保険会社の担当者の姓と、名前のイニシャルを記入。
58	保険会社の住所	A(50)		
59	保険会社の郵便番号	AN(6)		
60	保険会社の自治体	A(35)		
61	保険会社の担当者の電話番号	A(13)		
62	保険仲介業者	A(50)		雇用者と保険会社の仲介人である。
63	保険仲介業者の担当者	A(50)		保険仲介業者の担当者の姓と、名前のイニシャルを記入。

I. 従業員の職歴(続き)

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
64	保険仲介業者の住所	A(50)		
65	保険仲介業者の郵便番号	AN(6)		
66	保険仲介業者の自治体	A(35)		
67	保険仲介業者の担当者の電話番号	A(13)		

タブ I.の後は、タブ A.申請に戻る。

J. 補足データ

	データ	フィールド	コメント	ヘルプテキスト
1	データフィールド 1	A(50)	内容は自由に定義可能(使用目的はまだ決まっていない)。	
2	データフィールド 2	A(50)	内容は自由に定義可能	
3	データフィールド 3	A(50)	内容は自由に定義可能	
4	データフィールド 4	A(50)	内容は自由に定義可能	
5	データフィールド 5	A(50)	内容は自由に定義可能	
6	データフィールド 6	A(50)	内容は自由に定義可能	